

第 7 2 4 号
平成26年11月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

訓令甲	番号	頁数
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	14	1
告 示	番号	頁数
・公示送達について	318	2
・放置自転車等の保管について	319	2
・放置自転車等の保管について	320	2
・放置自転車等の保管について	321	3
・放置自転車等の保管について	322	3
・放置自転車等の保管について	323	4
・放置自転車等の保管について	324	4
・公示送達について	325	4
・公示送達について	326	5
・放置自転車等の保管について	327	5
・放置自転車等の保管について	328	5
・放置自転車等の保管について	329	6
・放置自転車等の保管について	330	6
・放置自転車等の保管について	331	6
・公示送達について	332	7
・放置自転車等の保管について	333	7
・放置自転車等の保管について	334	8
・公示送達について	335	8
・放置自転車等の保管について	336	8
・放置自転車等の保管について	337	9
・放置自転車等の保管について	338	9
・放置自転車等の保管について	339	9
・放置自転車等の保管について	340	10
・公示送達について	341	10
・公示送達について	342	10
・公示送達について	343	11
・放置自転車等の保管について	344	11
・放置自転車等の保管について	345	11

・公示送達について	346	12
・放置自転車等の保管について	347	12
・放置自転車等の保管について	348	12
・放置自転車等の保管について	349	13
・公示送達について	350	13
・放置自転車等の保管について	351	13
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	36	14
・一般競争入札について	37	19
・一般競争入札について	38	23
・一般競争入札について	39	27
・一般競争入札について	40	31
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	14	35
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	11	35
監査委員	番号	頁数
・財政援助団体等監査の結果について	2	35
・住民監査請求の結果について	3	40
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について【公告】	26	42
・平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	27	46
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	8	46
・一般競争入札について【公告】	28	46
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	9	50
・一般競争入札の開札の中止について【公告】	29	50

訓令甲

(平成26年11月4日掲示済)

天理市訓令甲第14号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成4年6月天理市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月4日

天理市長 並 河 健

別表事務職の項中「5,620円」を「5,800円」に、「6,800円」を「7,000円」に改め、同表技術職の項中「11,200円」を「11,300円」に、「9,600円」を「9,700円」に改め、同表技能職の項中「8,480円」を「8,600円」に、「5,600円」を「5,800円」に、「6,000円」を「6,200円」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

(平成26年10月6日揭示済)

天理市告示第318号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年10月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成26年10月6日揭示済)

天理市告示第319号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月6日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月6日から平成26年12月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月7日揭示済)

天理市告示第320号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年10月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月7日から平成26年12月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月7日揭示済)

天理市告示第321号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月7日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年10月7日

3 移動対象区域

天理市川原城町261番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月7日から平成26年12月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月8日揭示済)

天理市告示第322号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月8日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年10月8日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月8日から平成26年12月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月9日掲示済)

天理市告示第323号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月9日から平成26年12月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月9日掲示済)

天理市告示第324号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月9日
 - 3 移動対象区域
天理市勾玉町428番地33先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月9日から平成26年12月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月9日掲示済)

天理市告示第325号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな
いので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市
条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があ
ればいつでも交付する。

平成26年10月9日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年10月9日掲示済)

天理市告示第326号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年10月9日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年10月10日掲示済)

天理市告示第327号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年10月10日

3 移動対象区域

天理市福住町6292番地2先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月10日から平成26年12月8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月14日掲示済)

天理市告示第328号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年10月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月14日から平成26年12月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月15日揭示済)

天理市告示第329号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年10月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月15日から平成26年12月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月15日揭示済)

天理市告示第330号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年10月15日

3 移動対象区域

天理市柳本町796番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月15日から平成26年12月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月16日揭示済)

天理市告示第331号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1

項の規定により告示する。
平成26年10月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月16日から平成26年12月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月17日掲示済)

天理市告示第332号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年10月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年10月17日掲示済)

天理市告示第333号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月17日から平成26年12月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月17日掲示済)

天理市告示第334号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月17日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町644番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月17日から平成26年12月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月20日揭示済)

天理市告示第335号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年10月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成26年10月21日揭示済)

天理市告示第336号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年10月21日
- 3 移動対象区域
天理市柳本町796番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月21日から平成26年12月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月22日揭示済)

天理市告示第337号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年10月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月22日から平成26年12月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月23日揭示済)

天理市告示第338号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年10月23日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月23日から平成26年12月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月27日揭示済)

天理市告示第339号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年10月27日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月27日から平成26年12月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月28日揭示済)

天理市告示第340号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月28日から平成26年12月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月29日揭示済)

天理市告示第341号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年10月29日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年10月29日揭示済)

天理市告示第342号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年10月29日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年10月29日掲示済)

天理市告示第343号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年10月29日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年10月29日掲示済)

天理市告示第344号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月29日から平成26年12月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月30日掲示済)

天理市告示第345号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年10月30日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月30日から平成26年12月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年10月31日揭示済)

天理市告示第346号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年10月31日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年10月31日揭示済)

天理市告示第347号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月31日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年10月31日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年10月31日から平成26年12月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年11月4日揭示済)

天理市告示第348号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年11月4日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成26年10月31日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年11月4日から平成27年4月30日まで

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年11月4日揭示済)

天理市告示第349号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月4日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年11月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年11月4日から平成27年1月2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年11月5日揭示済)

天理市告示第350号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年11月5日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成26年11月5日揭示済)

天理市告示第351号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年11月5日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月5日から平成27年1月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成26年10月9日掲示済)

天理市公告第36号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年10月9日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立前栽小学校 校舎新增改築工事及び東校舎改修工事（建築工事）
- (2) 工事場所 天理市前栽町
- (3) 工事概要

敷地 18,161.56㎡
構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建（増築分）
建築面積 5,199.79㎡
増 築 1,553.87㎡
増築以外 3,645.92㎡
延べ面積 11,744.90㎡
増 築 5,703.89㎡
増築以外 6,041.01㎡

本体工事

建築工事

新增改築工事

外部仕上

- ・屋根 ゴムアスファルト複合塗膜防水等
- ・外壁 外装吹付材、カラークリア、アルミルーバー等
- ・軒天 リシン材、外装吹付材
- ・その他 アルミ製建具、鋼製建具等

内部仕上

- ・床 フローリングブロック、複層床シート、磁器質タイル等
- ・壁 壁紙、EP塗装、メラミン化粧合板等
- ・天井 化粧石膏ボード、ロックウール化粧吸音板等
- ・その他 トイレブース、黒板、手洗、造り付家具、厨房機器等

東棟改修工事

外部仕上

- ・屋根 合成高分子系ルーフィングシート防水
- ・外壁 下地処理の上可とう型改修用仕上塗材、アルミルーバー等
- ・軒天 下地処理の上可とう型改修用仕上塗材
- ・その他 改修に伴う撤去等

内部仕上

- ・床 フローリングブロック研磨の上ウレタン塗装、ビニルシート張替等
- ・壁 EP再塗装、メラミン化粧合板等
- ・天井 EP再塗装、化粧石膏ボード等
- ・その他 トイレブース、造り付家具等

別途工事

電気設備工事

機械設備工事
昇降機設備工事

- (4) 工 期 平成28年3月28日まで
(5) 予 定 価 格 1, 407, 542, 400円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
(6) 最低制限価格 1, 266, 788, 160円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
(7) 前 払 金 平成26年及び平成27年の各年度の出来形予定額に応じて支払いを行う。ただし、
支払総額の上限は3億円とする。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者のうち奈良県内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。以下「営業所」という。)を有する者2者で構成される特定建設工事共同企業体(共同施工方式をとるものに限る。以下「共同企業体」という。)であって、次の(2)から(5)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」という。)の出資比率は、30%以上であること。ただし、共同企業体の代表者については、同比率が50%を超えるものとする。
- (3) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 共同企業体構成員のうち代表者にあつては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値1300点以上を有する者であること。
代表者以外の構成員(以下「その他の構成員」という。)にあつては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事について、天理市内に本店又は営業所を有する者は総合評定値800点以上、その他の者は総合評定値1000点以上であること。
 - ④ 本競争入札参加資格確認時点並びにその後に予定されている本件の入札の開札日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑥ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑦ 詳細は、入札説明書による。
- (4) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- ① 代表者
 - ア 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - イ 建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている監理技術者
 - ウ 入札の申し込みのあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ② その他の構成員
 - ア 一級建築施工管理技士もしくは二級建築施工管理技士の資格を有する者、又は一級建築士もしくは二級建築士の資格を有する者
 - イ 入札の申し込みのあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にある者
- (5) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
- 名 称 (株)東畑建築事務所 大阪事務所
住 所 大阪府大阪市中央区高麗橋2-6-10

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の期間及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局留
天理市役所 総務部総務課入札審査室 行
- (9) 開札の日時及び場所
 - ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室

第4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免 除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (4) 落札者の決定方法
 - ① 入札の回数は、1回とする。
 - ② 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
 - ③ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約日
本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第5 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

平成26年11月10日 月曜日

天理市公報

第6 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表（入札日程）

天理市立前栽小学校 校舎新增改築工事及び東校舎改修工事(建築工事)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年10月9日（木）から 平成26年10月23日（木）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年10月9日（木）から 平成26年10月23日（木）まで
質問書の提出期限	平成26年10月27日（月） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年10月31日（金）
質問書への回答日	平成26年10月31日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年11月7日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年11月11日（火）
入札書到着期限日	平成26年11月19日（水） 書留郵便にて 日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成26年11月20日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成26年11月21日（金） 午後1時30分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年10月9日掲示済)

天理市公告第37号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年10月9日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

(1) 工事名 天理市立前栽小学校 校舎新增改築工事及び東校舎改修工事（機械設備工事）

(2) 工事場所 天理市前栽町

(3) 工事概要 敷地 18,161.56㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建（増築分）
 建築面積 5,199.79㎡
 増 築 1,553.87㎡
 増築以外 3,645.92㎡
 延べ面積 11,744.90㎡
 増 築 5,703.89㎡
 増築以外 6,041.01㎡

本体工事

機械設備工事

- ・給排水衛生設備工事 一式
- ・空気調和設備工事 一式
- ・消火設備工事 一式
- ・ガス設備工事 一式
- ・その他工事 一式

別途工事

建築工事

電気設備工事

昇降機設備工事

(4) 工 期 平成28年3月28日まで

(5) 予 定 価 格 296,082,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 266,473,800円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(7) 前 払 金 平成26年度については請求不可。

平成27年度については、当該年度の出来形予定額に応じて支払いを行う。

第2 競争参加資格

(1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している管工事の資格を有する建設業者のうち奈良県内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有する者であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、管工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における管工事の総合評定値800点以上を有する者であること。
- ④ 本競争入札参加資格確認時点並びにその後に予定されている本件の入札の開札日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑥ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑦ 詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- ② 管工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている監理技術者

- ③ 入札の申し込みのあった日以前に三ヵ月以上の雇用関係にある者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
名 称 ㈱東畑建築事務所 大阪事務所
住 所 大阪府大阪市中央区高麗橋 2-6-10

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の期間及び場所
 - ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到 着 期 限 日 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便㈱ 天理郵便局留 天理市役所 総務部総務課入札審査室 行
- (9) 開札の日時及び場所
 - ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場 所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室

第4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (4) 落札者の決定方法
 - ① 入札の回数は、1回とする。
 - ② 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、

入札結果は総務課入札審査室で公表する。

③ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約日

本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第5 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第6 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表（入札日程）

天理市立前栽小学校 校舎新增改築工事及び東校舎改修工事(機械設備工事)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年10月9日（木）から 平成26年10月23日（木）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年10月9日（木）から 平成26年10月23日（木）まで
質問書の提出期限	平成26年10月27日（月） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年10月31日（金）
質問書への回答日	平成26年10月31日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年11月7日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年11月11日（火）
入札書到着期限日	平成26年11月19日（水） 書留郵便にて 日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成26年11月20日（木） 午前10時10分
くじを行う場合の日時	平成26年11月21日（金） 午後2時10分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年10月9日掲示済)

天理市公告第38号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年10月9日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

(1) 工事名 天理市立前栽小学校 校舎新增改築工事及び東校舎改修工事（電気設備工事）

(2) 工事場所 天理市前栽町

(3) 工事概要 敷地 18,161.56㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建（増築分）
 建築面積 5,199.79㎡
 増 築 1,553.87㎡
 増築以外 3,645.92㎡
 延べ面積 11,744.90㎡
 増 築 5,703.89㎡
 増築以外 6,041.01㎡

本体工事

電気設備工事

- ・電灯設備工事 一式
- ・動力設備工事 一式
- ・雷保護設備工事 一式
- ・構内情報通信網設備工事 一式
- ・音響設備工事 一式
- ・拡声設備工事 一式
- ・テレビ共同受信設備工事 一式
- ・監視カメラ設備工事 一式
- ・自動火災報知設備工事 一式
- ・構内配電線路工事 一式
- ・その他工事 一式

別途工事

建築工事

機械設備工事

昇降機設備工事

(4) 工 期 平成28年3月28日まで

(5) 予 定 価 格 182,692,800円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 164,423,520円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(7) 前 払 金 平成26年度については請求不可。

平成27年度については、当該年度の出来形予定額に応じて支払いを行う。

第2 競争参加資格

(1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している電気工事の資格を有する建設業者のうち奈良県内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有する者であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における電気工事の総合評定値800点以上を有する者であること。
- ④ 本競争入札参加資格確認時点並びにその後に予定されている本件の入札の開札日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

- ⑥ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑦ 詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ② 電気工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている監理技術者
 - ③ 入札の申し込みのあった日以前に三ヵ月以上の雇用関係にある者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
 - 名称 (株)東畑建築事務所 大阪事務所
 - 住所 大阪府大阪市中央区高麗橋2-6-10

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の期間及び場所
 - ① 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局留
天理市役所 総務部総務課入札審査室 行
- (9) 開札の日時及び場所
 - ① 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室

第4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(4) 落札者の決定方法

① 入札の回数は、1回とする。

② 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

③ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約日

本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第5 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第6 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線332

別表（入札日程）

天理市立前栽小学校 校舎新增改築工事及び東校舎改修工事(電気設備工事)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年10月9日（木）から 平成26年10月23日（木）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年10月9日（木）から 平成26年10月23日（木）まで
質問書の提出期限	平成26年10月27日（月） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年10月31日（金）
質問書への回答日	平成26年10月31日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年11月7日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年11月11日（火）
入札書到着期限日	平成26年11月19日（水） 書留郵便にて 日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成26年11月20日（木） 午前10時50分
くじを行う場合の日時	平成26年11月21日（金） 午後2時50分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年11月4日掲示済)

天理市公告第39号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年11月4日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 道路改良工事 別所丹波市線
- (2) 工事場所 天理市 豊田町地内
- (3) 工事概要 工事延長 L = 1 8 7 m
 - 街渠工 L = 2 0 4 m
 - 管渠工 L = 8 m
 - 道路排水管渠工 L = 1 0 2 m
 - 舗装工 A = 2 0 6 8 m²
 - 縁石工 L = 7 4 m
 - 植樹ブロック N = 1 3 箇所
 - 転落防止柵 L = 9 8 m
 - 重力式擁壁工 L = 6 7 m
 - 函渠工 L = 2 4 m
 - 付帯工 1 式

(4) 工期 平成27年3月31日

(5) 予定価格 47,402,280円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 41,974,200円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555

天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
② 提出場所 第3(1)に同じ。
③ 提出部数 各1部
④ 提出方法 持参すること。
⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
(4) (1)から(3)までに規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除
② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建

設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

道路改良工事 別所丹波市線	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成26年11月4日（火）から 平成26年11月12日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成26年11月4日（火）から 平成26年11月12日（水）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成26年11月14日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年11月20日（木）
質問書への回答日	平成26年11月20日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年11月25日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年11月27日（木）
入札書到着期限日	平成26年12月8日（月）
開札の日時	平成26年12月9日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成26年12月9日（火） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年11月4日掲示済)

天理市公告第40号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年11月4日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 社会資本整備交付金 二階堂地区浸水対策 連絡管及びポンプ設置工事
 (2) 工事場所 天理市 二階堂上ノ庄町他
 (3) 工事概要 工事延長 L=133.8m
 小口径泥水推進工
 HPφ700 L=100.0m
 開削工
 VUφ300 L=28.2m
 HPφ700 L=5.6m
 マンホール工 N=2基
 舗装工 A=176.5㎡
 ポンプ設備据付工 N=2基
 付帯設備据付工 N=1式

(4) 工期 平成27年3月27日

(5) 予定価格 46,596,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 41,217,120円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
 〒632-8555
 天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
② 提出場所 第3(1)に同じ。
③ 提出部数 各1部
④ 提出方法 持参すること。
⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
(4) (1)から(3)までに規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除
② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

社会資本整備交付金 二階堂地区浸水対策 連絡管及びポンプ設置工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成26年11月4日（火）から 平成26年11月12日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成26年11月4日（火）から 平成26年11月12日（水）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成26年11月14日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年11月20日（木）
質問書への回答日	平成26年11月20日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年11月25日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年11月27日（木）
入札書到着期限日	平成26年12月9日（火）
開札の日時	平成26年12月10日（水） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成26年12月10日（水） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

教育委員会

(平成26年10月31日揭示済)

天教告示第14号

平成26年11月5日午後1時30分から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成26年10月31日

天理市教育委員会
教育委員長 田中 久善

農業委員会

(平成26年10月22日揭示済)

天農委告示第11号

平成26年11月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成26年10月22日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

記

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 特定農地貸付け承認について

議案第3号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

監査委員

(平成26年10月27日揭示済)

天監委告示第2号

財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定により、平成26年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成26年10月27日

天理市監査委員 梅 崎 浩 充
天理市監査委員 松 井 義 憲
天理市監査委員 東 田 匡 弘

1 監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	所管部課
平成26年9月30日～10月2日	社会福祉法人天理市社会福祉事業団	健康福祉部介護福祉課

3 監査の範囲

当該財政援助団体等(出資団体)における平成25年度の出納に関する事務の執行状況

4 監査の方法

平成25年度事業報告書及び平成25年度決算報告書に基づき、出納に関する事務の執行状況について、資料提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

5 監査の結果

社会福祉法人天理市社会福祉事業団(出資団体)に係る出納の事務は、適正に執行されていると認められた。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人天理市社会福祉事業団の概要

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成6年12月設立認可された。

ア 組織(平成26年3月31日現在)

理事 7名
 監事 2名
 職員 39名(嘱託・臨時・日雇を含む。)

イ 天理市からの出資基本財産

3,000,000円

ウ 平成25年度決算の状況

⑦ 一般会計

資金収支計算書

勘定科目	予算額	決算額	差引額
＜経常活動による収支＞			
経常収入計	271,462,000	259,042,036	△ 12,419,964
経常支出計	269,727,000	258,930,253	△ 10,796,747
経常活動資金収支差額	1,735,000	111,783	△ 1,623,217
＜施設整備等による収支＞			
施設設備等収入計	0	0	0
施設整備等支出計	620,000	619,500	△ 500
施設整備等資金収支差額	△ 620,000	△ 619,500	500
＜財務活動による収支＞			
財務収入計	0	0	0
財務支出計	0	0	0
財務活動資金収支差額	0	0	0
予備費	0	0	0
当期資金収支差額合計	1,115,000	△ 507,717	△ 1,622,717
前期末支払資金残高	0	40,055,176	40,055,176
当期末支払資金残高	1,115,000	39,547,459	38,432,459

事業活動収支計算書

勘定科目	決算額
＜事業活動収支の部＞	
事業活動収入計	259,010,230
事業活動支出計	260,027,873
事業活動収支差額	△ 1,017,643
＜事業活動外収支の部＞	
事業活動外収入計	31,806
事業活動外支出計	0
事業活動外収支差額	31,806
経常収支差額	△ 985,837
＜特別収支の部＞	
特別収入計	0
特別支出計	2
特別収支差額	△ 2
当期資金収支差額合計	△ 985,839
＜繰越活動収支差額の部＞	
前期繰越活動収支差額	37,341,149
当期繰越活動収支差額	36,355,310

貸借対照表

流動資産	57,253,770	流動負債	17,706,311
現金預金	35,693,507	未払金	17,554,517
未収金	21,560,263	預り金	151,794
固定資産	92,703,004	固定負債	0
基本財産	3,000,000	負債合計	17,706,311
その他の固定資産	89,703,004	基本金	3,000,000
		その他積立金	92,895,153
		次期繰越活動収支差額	36,355,310
		純資産合計	132,250,463
資産合計	149,956,774	負債・純資産合計	149,956,774

① 特別会計

資金収支計算書

勘定科目	予算額	決算額	差引額
<経常活動による収支>			
経常収入計	1,963,000	1,637,538	△ 325,462
経常支出計	1,963,000	1,637,538	△ 325,462
経常活動資金収支差額	0	0	0
<施設整備等による収支>			
施設整備等収入計	0	0	0
施設整備等支出計	0	0	0
施設整備等資金収支差額	0	0	0
<財務活動による収支>			
財務収入計	0	0	0
財務支出計	0	0	0
財務活動資金収支差額	0	0	0
予備費	0	0	0
当期資金収支差額合計	0	0	0
前期末支払資金残高	0	0	0
当期末支払資金残高	0	0	0

事業活動収支計算書

勘定科目	決算額
<事業活動収支の部>	
事業活動収入計	1,637,321
事業活動支出計	1,637,538
事業活動収支差額	△ 217
<事業活動外収支の部>	
事業活動外収入計	217
事業活動外支出計	0
事業活動外収支差額	217
経常収支差額	0
<特別収支の部>	
特別収入計	0
特別支出計	0
特別収支差額	0
当期資金収支差額合計	0
<繰越活動収支差額の部>	
前期繰越活動収支差額	0
当期繰越活動収支差額	0

貸借対照表

流動資産	440,174	流動負債	440,174
現金預金	440,174	未払金	440,174
未収金	0	預り金	0
固定資産	0	固定負債	0
基本財産	0	負債合計	440,174
その他の固定資産	0		
		基本金	0
		その他積立金	0
		次期繰越活動収支差額	0
		純資産合計	0
資産合計	440,174	負債・純資産合計	440,174

むすび

以上が平成26年度財政援助団体等監査を行った結果である。

事業報告及び決算諸表は法令に準拠し、適正に処理されていた。

今後も多様な福祉ニーズに対応すべく、より効率的な事業運営に努められるよう要望する。

(平成26年10月27日掲示済)

天監委告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年10月27日

天理市監査委員 梅崎 浩充
同 松井 義憲

第1 監査の請求

1 請求人

住所 略

氏名 略

2 請求書の提出

平成26年9月5日

3 請求の要旨

請求の要旨は原文を記載し、事実証明書の内容は省略した。

第1 請求の趣旨

天理市長は、平成25年度に支出された政務活動費のうち天理市議会中西一喜議員に対し、別紙物品目録記載の物品購入による違法・不当金額、合計金134,000円の返還を請求する等必要な措置を求めらる。

第2 請求の理由

1 請求人は天理市民であり、市民オンブズマンとして活動している。

2 政務活動費の交付

天理市議会議員には、平成25年度分政務活動費として議員一人当たり総額金60万円が平成25年4月25日交付された。

3 平成13年3月1日の地方自治法改正により、その100条14項ないし16項に基づき、各地方公共団体の定める条例により交付することができることとされた。

4 しかし、使途基準など具体的な内容については、法・条例の目的とは矛盾し議員にとって都合よく定めたものが多く不備なものになっている。

これまでに全国で数多くの政務調査費・政務活動費の返還に対する監査請求や行政訴訟が行われ各地で返還の、監査結果や判決が出されており、本県においても平成25年8月29日には、橿原市議会議員の平成22年度政務調査費の返還を命ずる判決が奈良地方裁判所より出されるなど、その実態が明らかとなり、市民の批判の的となっている。

5 地方自治法が、議員の政務調査及び研究・政務活動に資するため必要な経費として、議員等に政務活動費を交付することができるとしているのは議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、本来政務活動費をどのように活用するかは、各議員の自主的判断に委ねられるべきものである。しかし他方で地方自治法が政務活動費の交付を受けた議員等に対して収支報告書の提出を義務付けているのは、情報公開を促進する見地から、その使途の透明性を確保しようとする趣旨と解され、また天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費交付に関する条例（以下「本条例」という。）第4条が政務活動費の使途につき細目にわたる本件使途基準を定め、市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費以外のものに充てることを禁じていること、本条例第5条が政務活動費の交付を受けた議員に対し政務活動費に係る収入及び支出を明らかにする報告書（以下「収支報告書」という。）の提出を義務付けていることに照らすと、政務活動費が趣旨に従って適正に使用されなくてはならないことも明らかであって、政務活動費の支出が使途基準に合致しないときは、不当利得として同額を天理市に対し返還する義務を負うべきである。

6 ところが天理市議会に関西で唯一政務活動費の収支報告書をネットで公開している透明性を確保している地方公共団体という評価を受けながら、本条例第8条も遵守されず、議員に至ってはこれら時代の要請や市民の批判にも対応しようとせず、政務活動費を議員活動や私的なもの等政務活動以外に使用していることが見受けられる。

7 本監査請求は兵庫県議会野々村竜太郎元議員等の政務活動費不正使用疑惑をテレビ報道で知った市民が、天理市議会ではどうなのかを知りたいとネットで調べ疑義を持った、前記請求の趣旨に記載した天理市議会中西一喜議員の収支報告書の内物品購入の領収書部分につき市民オンブズマンに告発したのが発端である、告発時提示された領収書2通（資料1）を精査したところ、以下の不適正な政務活動費の使用が認められた。

① ファックス機の購入

本機購入は使途基準の事務所費に相当する支出と思われるが、別紙目録に記載のとおり、購入金額と実勢金額とに過大な差を生じている。当然実勢金額を照査の上購入すべきである。

又 当該議員は本件ファックス機の購入を政務活動費で全額支出しているが、政務調査活動と議員活動に資する区分けができないとして按分し、2分の1を政務活動に資する支出と為すべきを為しておらず、上記購入金額と共に違法・不当である。

② カメラの購入

本機購入は使途基準の資料作成費あるいは事務所費に相当する支出と思われるが、上記と同じく別紙目録に記載のとおり、購入金額と実勢金額とに過大な差を生じている。当然実勢金額を照査の上購入すべきである。

又 当該議員は本件カメラの購入を政務活動費で全額支出しているが、政務調査活動と議員活動に資する区分けができないとして按分し、2分の1を政務活動に資する支出と為すべきを為しておらず、上記購入金額と共に違法・不当である。

しかし当購入のカメラは一眼レフという高価な物であり、通常はプロカメラマンあるいはカメラや写真撮影に造詣の深い者が所有するという、特殊性、趣味性の強い物であり、とても政務活動費の趣旨とは乖離しており、全く不要な支出と言わざるをえず、政務活動に資する支出とは認められない。

8 不適正な支出使途により天理市の被った損害

以上の事からファックス機購入においては金35,300円、カメラ購入においては金98,700円の合計金134,000円の損害が発生している。

9 よって、請求人は天理市監査委員に対し、不当利得の返還を求めるなど必要な措置をとるよう求める。

以上

添付書面

- 事実証明書 資料1 領収書
資料2 請求書
資料3 請求書
資料4 カメラの実勢価格
資料5 ファックスの実勢価格
資料6 政務活動費に関する条例

第2 請求の受理と監査委員の除斥

天理市代表者天理市長並河健に返還させるよう必要な措置を求める請求については、地方自治法第242条で定める要件を備えているので、これを受理した。

受理に先立ち、地方自治法199条の2に基づき、議会選出の東田匡弘監査委員は除斥とした。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成26年9月22日、地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から陳述書の追加提出があり、請求内容に関し補足説明があった。

2 監査対象事項

当監査委員は、請求人が「不当利得の返還を求めるなど必要な措置をとるよう求める」と表現された事項について、不当利得に該当するかどうかについて、請求書の記載事項及び請求人の陳述内容等を整理し、以下の3点を監査対象とした。

(1) ファックス機の購入

請求では、「購入金額と実勢金額とに過大な差を生じており、実勢金額を照査の上購入すべきである」との指摘について。

同じく、「ファックス機の購入を政務活動費で全額支出しているが、政務調査活動と議員活動に資する区分けができないとして按分し、2分の1を政務活動に資する支出と為すべきを為しておらず、上記購入金額と共に違法・不当である」との指摘について。

(2) カメラの購入

請求では、「通常はプロカメラマンあるいはカメラや写真撮影に造詣の深い者が所有するという、特殊性、趣味性の強い物であり、とても政務活動費の趣旨とは乖離しており、全く不要な支出と言わざるをえず、政務活動に資する支出とは認められない」との指摘について。

3 監査対象部局

議会事務局

4 監査対象部局への聴取

監査対象部局に対して、平成26年10月3日に聴取を実施した。

5 関係人からの聴取

関係人に対して、平成26年10月3日に聴取及び説明を求めた。

第4 監査の結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、調査事実と判断理由について述べる。

(1) ファックス機の購入

請求に添付された資料3のファックス機の請求書では、品名の下に「取付、配線費共」との記載があった。

中西議員から聴取したところ、普段から付き合いのある業者からファックス機を購入し、併せて配線工事等を行ったとのことであった。

具体的には以下の作業を依頼していた。

- ・光電話申込の代行（固定電話がなかったので、新規に電話回線を引いた）
- ・電源延長コード及びモジュラーケーブルの敷設
- ・ファックス機の配送と据付

中西議員は、以前に大型電気店でパソコンを購入した際に、修理対応で苦労したことがあったとのことである。知人から紹介された当該業者はアフターサービスが良く親切だったので、それ以来、家電製品は当該業者からを購入し、懇意にしていたとのことである。

請求人のいう実勢価格とは、インターネットで検索されたサイトの最低価格であり、通常店舗を構えている販売店とは比較が難しいと思われる。

以上、ファックス機を購入金額に配線工事等の費用を加算した合計金額を勘案すれば、過大な差は生じていない。

ファックス機購入費用を政務活動と議員活動に按分して支出すべきとの請求については、その根拠となる規定は見当たらないので、違法・不当ではない。

(2) カメラの購入

カメラを購入したいきさつについても聴取した。

中西議員は、天理市のスポーツ振興、とりわけ柔道と野球、そして文化の向上に寄与するため、情報発信として多機能なカメラを購入したいと当該業者に相談した。

当該業者からの提案で、型落ちではあるが、性能が良く、表現力に優れた、ズームレンズを装着できる一眼レフカメラ、表示価格13万円のセットを値引きして98,700円で購入したとのことである。

中西議員は平成24年3月の定例会における一般質問で、市のスポーツ施策、地方スポーツ推進計画に係る地域の活性化における市の方針について一般質問しており、スポーツを通じた市の発展に寄与しているところである。

当該機種は、一眼レフカメラの入門用で人気のあった機種であり、政務活動に必要であるとの判断から購入したので、「特殊性、趣味性の強い物であり、とても政務活動費の趣旨とは乖離しており、全く不要な支出と言わざるをえず、政務活動に資する支出との請求は認められない」との請求は認められない。

第5 意見

市議会では政務活動費について、市のホームページに用途運用事項、収支報告書等を掲載しており、他市に先駆けて広く市民に公開されているところである。

市議会で定めている「政務活動費用途事項基準 平成25年度政務活動費適用」には全般にわたり用途適用しないものとして、私的活動経費・政党活動的経費・選挙活動経費を列挙しているところであり、これらも考慮するなど、政務活動費の性質に鑑み、最少の経費で最大の効果を上げるよう努められたい。

今後、天理市議会基本条例及び天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例を遵守され、市民に対し十分な説明責任を果たされるよう、用途の透明性の確保により一層努められることを願うものである。

公営企業

(平成26年10月7日揭示済)

天理市上下水道局公告第26号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年10月7日

天理市上下水道事業管理者

藤田 俊史

第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 工事名 | 豊井浄水場3号配水池耐震補強及び劣化補修工事 |
| (2) 工事場所 | 天理市豊井町 |
| (3) 工事概要 | 耐震補強工 一式 |

防水工(エポキシ樹脂)	一式
クラック補修工	一式
機械電気設備工(表洗ポンプ移設等)	一式
仮設工	一式

- (4) 工 期 平成27年3月31日まで
 (5) 予定価格 74,189,520円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
 (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における水道施設工事の総合評定値が1,000点以上を有する者であること。
 - ④ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑥ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者。
 - ② 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者。
 - ③ 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
- 名称 日本上下水道設計(株)奈良出張所
 所在地 奈良県奈良市大宮町6丁目2番地10

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
 〒632-8558
 天理市川原城町600番地10
 天理市上下水道局 総務課 庶務係
 電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
- ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。(質疑がない場合は提出の必要ありません。)
- ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名

押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(8) 入札書の到着期限日及び送付先

- ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課 行

(9) 開札日時及び場所

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局

第4 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

(1) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第7 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

豊井浄水場 3号配水池耐震補強及び劣化補修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年10月7日（火）から 平成26年10月16日（木）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年10月8日（水）から 平成26年10月16日（木）まで
質問書の提出期限	平成26年10月20日（月）
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年10月24日（金）
質問書への回答日	平成26年10月24日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年10月28日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年10月30日（木）
入札書到着期限日	平成26年11月4日（火）
開札の日時	平成26年11月5日（水） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成26年11月5日（水） 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年10月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第27号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年10月8日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第9処理分区	田町の一部

(平成26年10月17日揭示済)

天理市上下水道局告示第8号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成26年10月17日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成26年10月17日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

天理市指定給水装置工事事業者

商号 岡田設備
代表者 岡田英揮
住所 奈良県橿原市葛本町5-1-8

(平成26年10月21日揭示済)

天理市上下水道局公告第28号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年10月21日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 天理市上下水道局空調設備改修工事
- (2) 工事場所 天理市地内
- (3) 工事概要 機械設備（空調設備） 一式
電気設備 一式
建築設備 一式
- (4) 工期 平成27年2月28日まで
- (5) 予定価格 33,791,040円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） 設定有り。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している電気工事の資格を有する建設業者（奈良県内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有する者）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における電気工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受

けていない者であること。

⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。

⑥ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 1級電気工事施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者。

② 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者。

③ 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

(4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。

名称 (株) 建綜研 奈良事務所

所在地 奈良県奈良市西千代ヶ丘1-12-20

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 仕様書公開の日時及び場所

① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

② 場 所 (1)に同じ。

(5) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。(質疑がない場合は提出の必要ありません。)

① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(6) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

(7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(8) 入札書の到着期限日及び送付先

① 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課 行

(9) 開札日時及び場所

① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局

第4 落札者の決定

(1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。

① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領に基づき低入札価格調査

を行い、落札者を決定するものとする。

② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

(1) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第7 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

天理市上下水道局空調設備改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年10月21日（火）から 平成26年10月30日（木）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年10月22日（水）から 平成26年10月30日（木）まで
質問書の提出期限	平成26年11月4日（火）
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年11月7日（金）
質問書への回答日	平成26年11月7日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年11月11日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年11月13日（木）
入札書到着期限日	平成26年11月18日（火）
開札の日時	平成26年11月19日（水） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成26年11月19日（水） 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年10月27日揭示済)

天理市上下水道局告示第9号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成26年10月27日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成26年10月27日

天理市上下水道事業管理者

藤田 俊史

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (有) シラキ設備

代表者 白記 秀好

住所 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷243

(平成26年10月31日揭示済)

天理市上下水道局公告第29号

一般競争入札の開札の中止について

平成26年10月21日付け、「天理市上下水道局公告第28号 一般競争入札について」で公告した一般競争入札は、平成26年11月19日に予定していた開札を中止するため公告する。

平成26年10月31日

天理市上下水道事業管理者

藤田 俊史

1 開札を中止することとした一般競争入札の概要

(1) 工事名 天理市上下水道局空調設備改修工事

(2) 工事場所 天理市地内

2 中止の理由

入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となり、執行条件を満たさなかったため。